

監査の概要

送付日	平成30年10月12日	整理番号	3011-3020
1 監査種別	定期監査（平成29年度）		
2 監査の対象期間	平成29年 4月 1日～平成30年 2月28日		
3 監査の実施期間	平成30年 4月10日～平成30年 6月25日		
4 監査結果報告日	平成30年10月12日		
5 改善通知受理日	平成31年 2月26日		
6 監査対象団体・部局	健康福祉部（一部）（30年度は健康増進部）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 福祉医療費助成制度における市単独事業としての助成について 【所管：医療助成・年金課】

A 改善要望事項

市は、福祉医療費の助成において、下記 及び の通り、兵庫県の補助基準に加え、市単独事業としての助成を行っている。

乳幼児等医療扶助事業及びこども医療扶助事業

乳幼児等医療扶助事業（小学3年生までの乳幼児、児童が対象）及びこども医療扶助事業（小学4年生から中学3年生までの児童、生徒が対象）において、兵庫県の補助基準では入院費・通院費の一部を助成することとなっているが、市ではこれに加え、乳幼児等医療扶助事業においては段階的に助成の拡充を行い、入院費・通院費を全額助成とし、こども医療扶助事業においては入院費を全額助成としている。さらに、平成29年7月からは、乳幼児等医療扶助事業において、未就学児について所得制限を撤廃するとともに、こども医療扶助事業において、通院費の自己負担割合を2割から1割に変更している。

29年度の実績では、市単独事業分の給付費が、乳幼児等医療扶助事業では1億7,117万円で、前年度と比べ2,398万円（16.3%）増加し、こども医療扶助事業では2,717万円で、前年度と比べ2,039万円（300.6%）増加している。

障害者医療扶助事業（心身障害者医療扶助事業、高齢心身障害者特別医療扶助事業及び精神障害者医療扶助事業）

障害者医療扶助事業において、兵庫県の補助基準では重度障がい者が対象となっているが、市では22年7月から市単独事業として中程度の障がい者に対しても入院費の自己負担額の助成を行っている。

29年度の実績では、市単独事業分の給付費が、心身障害者医療扶助事業では28万円、高齢心身障害者特別医療扶助事業では3万円、精神障害者医療扶助事業では1,013万円となっている。

福祉医療費助成制度における市単独事業としての助成をどのように行うべきかについては、市の財政的制約を勘案する必要があるが、特に乳幼児等医療扶助事業及びこども医療扶助事業については29年度の拡充における効果や実績等の分析を加える必要がある。そのうえで将来にわたり持続的に維持することができる安定した制度とするように、自己負担部分のあり方について検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度については、平成 29 年度の拡充による効果や実績等の分析を行い、子育て支援施策全体の中でのあり方や位置づけを検証し、医療保険制度としての側面があることを踏まえ、自己負担や所得制限のあり方などの制度の組み立てについて検討していきます。

障害者医療費助成制度については、市単独事業として中程度の障がい者に対して入院費の自己負担額を助成していますが、通院費についても自己負担額の助成を行うように、31 年 7 月実施に向けて市議会に条例改正案を上程しています。

2 高齢期移行医療費返還金について

〔所管：医療助成・年金課〕

A 改善要望事項

福祉医療費助成制度について、平成 29 年 7 月に、従前の老人医療費助成制度に代わり高齢期移行助成制度が創設された。

高齢期移行助成制度となった際に、新たに追加となった資格要件を失念したことによって、受給資格がない者に当該制度に係る受給者証を交付し、助成を行った。その結果、交付した者に対して合計で 3 回・3,560 円の返還金を求めることとなったため、受給者証の交付において、特に制度が変更となった際には課内で新制度の周知徹底を図るなどの対策を講じ、再発防止に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

受給者証の交付においては、窓口で受付をした職員だけでなく、福祉医療担当事務員等との 2 重チェックを徹底し、誤交付の再発防止に努めていきます。また、交付後においては、管理職による確認を徹底し、適正な交付事務に努めていきます。

3 医療費の適正化について [所管：国民健康保険課]

A 改善要望事項

国民健康保険事業(以下「事業」という。)は、主に被保険者が納付する国民健康保険税や、国、県からの補助金等で運営されているが、構造的な赤字を補てんするため、近年、市一般会計から繰入が行われており、被保険者の減少等により国民健康保険税収納額が減少し、依然として安定した財源確保が厳しい状況にある。

一方、事業の支出面における医療費では、1人当たり給付費(医療費の一部を事業が負担するもの)が、被保険者の高齢化や医療技術の進歩による高度化などに伴い近年増加傾向にあることから、医療費の適正化が課題となっている。

平成 29 年度の医療費適正化に向けた取り組みとしては、ジェネリック医薬品の利用促進及び差額通知の発送、医療費通知の発送、レセプト(診療報酬明細書)点検、医療費節約のリーフレットの全戸配布などのほか、被保険者の健康増進を図ることで将来的な医療費の削減を図る取組み(特定健診受診率の向上に対する各種取組みや糖尿病等重症化予防プログラムなどの保健事業)を行っている。

その取組みや前述の近年における赤字補てん分の繰入の効果等もあり、29 年度においては赤字補てん分の繰入は行わず、また事業の支出となる 1 人当たり給付費は対前年度微増にとどまった。

事業の安定的な運営に資するためにも、関係部署との連携を図るなど、更なる医療費適正化に向けた取組みを進められたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

平成 30 年度からは、29 年度に実施したような取り組みを続けていくことに加えて、新たにジェネリック医薬品の使用状況について、年齢や性別ごとの分析を行ったり、糖尿病等重症化予防プログラムにおいて医療機関への未受診者に対する受診勧奨を始めたりするなど、医療費適正化や健康増進にかかる取組みを充実させています。

4 一般被保険者返納金等について

〔所管：国民健康保険課〕

A 改善要望事項

一般被保険者返納金及び一般被保険者過年度返納金は、主に、市外転出や社会保険加入などにより国民健康保険の資格喪失後、国民健康保険証を使って受診された場合に、被保険者（以下「本人」という。）が当該保険給付分を市へ返納するものである。

平成 29 年度末における当該返還金の滞納額は、一般被保険者返納金（現年度分）が 303 万円（100 件）、同過年度返納金（25～28 年度分）が 182 万円（145 件）となっている。

資格喪失の確認については、医療機関から兵庫県国民健康保険団体連合会に医療費を請求し、連合会が請求内容を審査した後に、市のレセプト点検などにより資格喪失後の受診が確認されることになる。

資格喪失後の受診に係る、本来社会保険等（正当保険者）が負担すべき保険給付費分（7～9 割）は、本人へ請求して市へ返納してもらうか、市から正当保険者へ請求して代理受領を行い、返還金債権へ充当する方法がある。市が正当保険者から代理受領する場合は、本人からの返還金精算に係る同意書の提出が必要であるが、提出がない場合又は正当保険者から代理受領の了承が得られない場合は、市から本人に請求し返納してもらうことになる。

返納金を滞納している者に対する収納取組状況について抽出確認を行ったところ、27 年度の診療分について本人から同意書の提出がなく、監査時点まで市から本人への請求も行われず未納のままとなっている事例や、23 年 3 月の診療分について、訪問や文書催告を行っていたが、未納のまま 28 年度末で時効を迎え、同時期に不納欠損処理を行うべきところ、29 年度末で不納欠損処理が行われていた事例が見受けられた。

29 年度においては、同意書の提出が無い者に対して、現年度分から優先して世帯主宛に返還請求を行うなどの取り組みを行っているが、訪問や架電の実施など、積極的かつ効果的な滞納対策を行うことで滞納額の縮減に努めるとともに、時効処理も含め適切な債権管理を行なわれたい。

また、当該返納金は非強制徴収公債権であるが、督促手数料及び延滞金を徴収していないため、「川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例」との整合性を図り、適正な事務手続きに留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

平成 29 年度から始めた督促状を目立つ色に変更するという取り組みや電話による督促を引き続き行うとともに、30 年度からは現地訪問の回数を増やしたり、保険収納課と情報共有を行い、それぞれの窓口で連携して返還請求を行ったりするなどの取り組みを進めるなど、適切な債権管理に努めています。

また、督促手数料や延滞金の徴収については、全庁的に統一した対応が必要であると考えており、関係部署と調整をしていきます。

5 国民健康保険税の徴収取組みについて(国民健康保険事業特別会計) [所管: 保険収納課]

A 改善要望事項

国民健康保険は、国内に居住し、職場の健康保険又は後期高齢者医療制度に加入しているか、生活保護を受けている人以外が加入する保険である。

国民健康保険税は当事業会計の主要な財源であり、強制徴収公債権である。滞納者に対しては、催告書を送付したり、差押等の滞納処分を実施しており、滞納繰越分の収納率は上昇傾向にある。今後も継続的に納付勧奨ができるように、催告書の発送等をより効率的・効果的に行い、更なる滞納額の縮減に努められたい。

また、現年課税分の収納率も口座振替の促進等により上昇傾向であることから、引き続き、収納率の向上に努められたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

滞納額の縮減に向けて、文書による催告だけでなく、窓口においても滞納処分の説明を丁寧に行い、早期完納に向けて地道な交渉を徹底するとともに、納税呼びかけセンターの積極的な活用により納付勧奨を行っています。

収納率の更なる向上に向けて、滞納対策により完納した納税者に対し、新たな滞納発生を抑制するため口座振替を勧奨しています。

6 後期高齢者医療保険料の徴収組みについて（後期高齢者医療事業特別会計）

[所管：保険収納課]

A 改善要望事項

後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために平成 20 年 4 月から開始した 75 歳（一定の障害があり、申請により認定を受けた 65 歳）以上が対象の制度である。

後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の収納率について、現年課税分では、年金からの天引きとなる特別徴収を行っているため、ほぼ横ばいで推移している。滞納繰越分では、27・28 年度に大口滞納者の自主納付があったため、29 年度に収納率は低下しているものの、特殊な要因のなかった 26 年度と比較すると上昇している。

保険料の滞納についても、継続的に滞納者に対し納付勧奨ができるように、催告書の発送等をより効率的・効果的に行い、滞納対策を強化されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

滞納額の縮減に向けて、文書による催告だけでなく、窓口においても滞納処分の説明を丁寧に行い、早期完納に向けて地道な交渉を徹底するとともに、納税呼びかけセンターの積極的な活用により納付勧奨を行っています。

収納率の更なる向上に向けて、滞納対策により完納した納税者に対し、新たな滞納発生を抑制するため口座振替を勧奨しています。

7 健幸マイレージ等推進事業における委託業務について

[所管：健幸政策室（30年度：健幸政策課）]

A 改善要望事項

平成 27 年度より市民の運動・スポーツへの興味・関心を喚起するため、健幸ポイント等のインセンティブ付の運動・スポーツプログラムを行う「かわにし健幸マイレージ」事業が実施されている。これは、参加者に歩数計を貸与し、一定以上の歩数の増加が見られた場合、健康診断やがん検診の受診が確認できた場合等にポイントを付与し、その獲得ポイントを市の特産品と交換する、あるいはコミュニティ組織への寄附に充当することなどができる取り組みで、健康な生活習慣を身につけ、将来的には医療費・介護費等の増加を抑制することを目標としている。

同事業においては、保健センター及び各公民館で体組成の測定等を行う健幸測定会を実施しており、29 年度は一部の運営を公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団に委託していた（契約額 6,889,082 円）。同財団への委託は単独随意契約が行われており、前年度の委託状況から他社と比較して費用が安価であったこと、事業内容を熟知していることに対する信頼性・安定性が契約の主な理由とされていたが、理由の具体的な根拠が決裁文書では示されていない。

契約の締結においては、公平性・透明性について明確な説明が必要であり、随意契約を行う場合は、事業目的及び費用を慎重に考慮し、その妥当性に疑義が生じないよう透明性の確保に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今回の改善要望事項を踏まえ、今後、契約の締結において、妥当性に疑義が生じないよう具体的な根拠を決裁文書で示すよう努めていきます。

8 川西市地域保健・医療推進事業補助金について [所管：健幸政策室(30年度：健幸政策課)]

A 改善要望事項

市地域保健・医療推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条で、「この補助金は、川西市における地域保健・医療の向上等に寄与する事業を行う団体に対し、当該補助金を交付することにより、市民の健康づくり、公衆衛生、健康意識の高揚及び地域医療等の振興を図ることを目的とする。」と規定されている。要綱において、補助対象団体、補助対象事業、補助率、補助限度額等が定められているが、対象団体の一つである一般社団法人川西市医師会に対する補助率は補助対象事業に要する経費の2分の1に相当する額とされており、平成28年度の補助金として、補助限度額である13,728,000円を交付決定している。

市医師会から提出された28年度の実績報告書を確認したところ、個別の事業内容により補助金充当の有無が明確に示されていたが、収支決算書には補助対象外の事業経費を一部含んだ金額が事業費として記載されていた。室では、補助限度額を超える事業経費の積算を確認し審査を行っていたが、決裁文書に添付されていた実績報告書からはその審査内容を正確に確認することができなかった。

補助事業に係る実績報告が行われた際には、補助対象事業の内容及び補助金額の算定について十分に精査し、要綱に適合した事務処理が行われるよう留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

市地域保健・医療推進事業補助金につきましては、「市地域保健・医療推進事業補助金交付要綱」及び「市補助金等交付規則」に則し、交付団体の帳簿等の確認を行うなど、より適正に事務処理を行うとともに、今後は、交付団体と調整のうえで、補助対象事業の内容及び補助金の算定が実績報告書等の書類で確認できるよう改善に努めていきます。

9 臨時職員の通勤手当について

[所管：健幸政策室（30年度：健幸政策課）]

A 改善要望事項

室では50名を超える臨時職員が勤務しており、その職種は保健師、看護師、栄養士など様々で、賃金単価や勤務時間が一律ではなく、勤務状況の管理や賃金の支出に係る事務が複雑なものとなっている。賃金については、1人の臨時職員が複数の事業に関わる場合が多く、各事業ごとに出勤簿を作成して支出の事務処理を行い、また、通勤手当は月毎に異なる事業予算から支出しているため、その確認作業が容易ではなく、誤りが起きやすい状況にある。

複数名の臨時職員を抽出し賃金の支出内容を確認したところ、前回の定期監査時と同様に、出勤日7日に対し5日分しか通勤手当が支払われていないなど、通勤手当の支払いに過不足が見受けられた。

賃金計算を行う者と点検者を別にして、さらに所属長が確認を行うなどの体制が講じられていたが、未だ通勤手当の誤支給が発生しているため、さらなる改善策を検討し、適切な支給事務を徹底されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

事業別予算の趣旨のもと、月例毎の賃金支給事務について、1人の臨時職員に対して可能な限り複数事業にまたがらないよう、事務改善を行っていきます。

10 委員報酬・報償費における金額の根拠について

[所管：健幸政策室（30年度：健幸政策課）]

A 改善要望事項

下記の委員報酬等の根拠を抽出確認したところ、金額の検証内容について説明があったが、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。金額の妥当性等については、決裁文書等により意思決定の経過を明確にすることが望ましい。

- ・健康づくり推進協議会
- ・予防接種運営協議会
- ・きんたくん健幸体操従事者（技術指導の内容により単価が異なる）
- ・機能訓練従事医師・日曜検診従事者
- ・各健診等従事者（医師、助産師、歯科衛生士、保育士、心理相談員、音楽家）
- ・乳がん検診従事者
- ・ヘルスアップすくーる従事者
- ・歯と口の健康セミナー保育ボランティア従事者
- ・もぐもぐ離乳食教室従事者

B 改善措置状況（報告者記入欄）

これまで委員報酬等の金額設定については、他の報酬金額を適用、又は賃金単価等に準じていました。金額設定における意思決定過程が明確でなかったことを踏まえ、今後は、新規はもちろん、既存の分についても、近隣他都市の状況や経済状況等を踏まえ、妥当であるかを再検討することとし、決裁文書により意思決定過程を明確にしていきます。